

2 0 2 7 年度①

商 法

(全 2 ページ)

注 意 事 項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. 解答用紙・下書き用紙は、この冊子の中に折り込んであります。
3. 解答はすべて解答用紙に記入しなさい。
4. 解答は指定された範囲に記載すること。「書き終わり」をこえて記載した場合は、採点をしないことがあります。
5. 試験終了後、問題冊子・下書き用紙は持ち帰りなさい。

商 法①

次の問題Ⅰ・Ⅱにつき、それぞれ解答しなさい。その際、単に結論を出すだけでなく、結論を裏付ける理由についても簡潔に示しなさい。(計100点)

Ⅰ 甲株式会社(以下、「甲社」という。)は、不動産業を営む取締役会設置会社である。甲社の取締役5名のうち、代表取締役はAとB、その他の取締役はC(Aの甥)、D及びEである。甲社では、営業・資金調達担当のAと、開発・人事担当のBとが経営方針を巡って対立していた。CはAを支持しており、DとEは中立派であった。

Cの妻Fは、雑貨のインターネット通販事業に関心を持ち、その実現についてCに相談を持ちかけた。Cは、賛成したうえで法人として事業運営することが望ましいと判断し、Cが全額出資して、乙株式会社(以下、「乙社」という。)を設立した。乙社の代表取締役にはCが就任し、Fは従業員として実務を行った。

乙社は、順調に売上げや利益が増加し、資金需要が高まった。そこで、1000万円の融資を丙銀行に申し込んだところ、丙銀行は、甲社による保証(以下、「本件保証」という。)を求めたため、Cは、Aに本件保証を依頼した。Aは、本件保証の承認を議題として、甲社の取締役会を開催したが(以下、「本件取締役会」という。)、Bは欠席した。Aは、乙社の借入れ及び本件保証の詳細をCに説明させ、本件保証はA D Eの賛成により承認された(以下、「本件決議」という。)。丙銀行は、本件取締役会の議事録の写しを受領し、甲社との間で保証契約を締結した(以下、「本件保証契約」という。))。

1年後、乙社が実質的に倒産したため、丙銀行は、甲社に対し、本件保証契約の履行を求めた。その対応策を検討する中でBは、本件取締役会の存在を知り、本件取締役会の招集通知がBにのみ発送されていなかったことを知った。Bは、甲社として本件保証契約は無効であると主張したいと考えているが、その主張は認められるか。(50点)

Ⅱ 丙株式会社(以下、「丙社」という。)は、近畿地方でレストラン・チェーンを展開する会社であり、公開会社で大会社である。近年の物価高や激しい競争環境の影響を受け、丙社の業績は急激に悪化していた。そのような中で、丙社の代表取締役

Pは、監査役Qと相談したうえ、令和7年度の決算（決算期は令和8年3月末日）において、架空売上げを計上するなどの手口で粉飾決算を行い（以下、「本件粉飾」という。）、虚偽の事実が記載された計算書類を作成した（以下、「本件計算書類」という。）。

本件粉飾の手口は、容易に見抜くことができないほど巧妙なものであったため、他の取締役や監査役・会計監査人は、本件計算書類が粉飾されたものであると気づかないまま、丙社の取締役会において本件計算書類を承認する決議が成立した。その後に開催された丙社の定時株主総会では、株主に合計2億円の剰余金配当をする旨の株主総会決議が成立した。Pは、丙社を代表して、株主に合計2億円の剰余金の配当を行った。

その後、丙社の従業員からの内部告発により、本件粉飾の事実が明らかになった。丙社の分配可能額を正しく計算すると、実際には、1億円しか分配可能額がなかったことが判明した。

丙社の株主Xは、P及びQに対し、本件粉飾に基づく剰余金配当にかかる責任を追及する株主代表訴訟を適法に提起した。Xの請求が認容されるかどうか、論じなさい。なお、株主代表訴訟の適法性については論じなくてよい。（50点）